

# 市・県民税、所得税の申告時期です

申告期間は2月15日(金)から(所得税は2月18日(月)から)3月15日(金)までです

市・県民税、所得税の申告時期が近づいてきました。市税務課では19ページにある日程で申告を受け付けます。申告期間中、各会場では大変混雑が予想されます。申告に必要な帳簿・書類などは事前によく整理し、日程表にあわせて申告してください。

## 申告が必要な方

- 市・県民税(市役所で受け付けます)  
申告が必要と思われる方には、あらかじめ市税務課から「市・県民税の申告書」を郵送します。申告書が届かない方でも、今年1月1日現在、市内に住所があり、次にあてはまる方は申告が必要です。  
平成24年中に
  - ・「営業」「農業」「不動産」などの所得があった方
  - ・給与所得者で、「給与支払報告書」を市役所に提出していない方
  - ・給与所得者や公的年金所得者で、給与や年金以外に、「営業」「農業」「不動産」などの所得があった方
- 所得税(原則氏家税務署受け付けとなります)  
確定申告が必要と思われる方には、あらかじめ氏家税務署から申告書、またはお知らせのハガキが郵送されます。  
申告書などが届かない方でも、次の①②③にあてはまり、さらに★にあてはまる方は申告が必要です。  
①給与所得者で次の場合  
平成24年中に

## 所得税の還付申告をする方へ

※確定申告期間中(土・日を除く)は、申告会場が大変混雑します。還付申告書は、確定申告期間前でも氏家税務署に提出できますので、お早めにご提出ください。(郵送可)  
●還付申告ができる方  
・給与所得者などで、医療費控除、住宅借入金等特別控除、雑損控除を受けようとする方  
・給与所得者で、年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方

## 公的年金収入のみの方へ

平成24年分の所得税から、所得税の申告が簡素化され、公的年金収入の合計額が400万円以下で、公的年金所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税の申告が不要となりました。ただし、「営業」「農業」「不動産」などの所得がある方は、市・県民税の申告が必要です。また、配偶者控除、扶養控除やそのほかの控除(社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など)を申告することで、所得税の還付を受けることができます。

## 簡易な所得税の申告は市役所でもできます

所得税の確定申告は、通常であれば氏家税務署となりますが、簡易なもの(前述①②)のようの方は、市役所でも申告できます。詳しくはお問い合わせください。

## 準備のポイント

- 「自書申告」で提出を  
申告書はできるだけ自分で作成してください。昨年の申告控えなどを参考に、ご自分で申告書を作成すれば、税務署などで申告する時間が短縮できます。
- 領収書などの確認  
医療費などの領収書は、各人ごとに、病院(薬局)、月別にまとめ、支払額を集計しておきましょう。その際、社会保険や生命保険など戻ってきた金額も明確にしておきましょう。
- 日付のチェック  
申告に使う領収書をまとめたら、もう一度日付のチェックをしましょう。平成24年分の申告は、平成24年の日付のものに限りです。
- 白色農業所得者は収入金額を明確に  
収入、支出の分かる明細・領収書など  
・田畑の作付面積  
・田畑を貸した内容(面積、小作料、相手方など)
- 障害者控除

★次の計算式をもとに算出した税額が配当控除額などを超える方

平成24年度の所得金額の合計	I
所得控除の合計 (基礎控除、配偶者控除、扶養控除など)	
出した金額を基に算出した税額 > 配当控除などの額の場面	II

要介護認定者(要介護1~5)の方は、障害者控除の対象となります。介護保険証または、市福祉高齢課で発行する「控除認定書」をお持ちください。

## 申告に必要なもの

- 申告書
- 振込口座番号/本人名義の口座番号の控えをお持ちになるか、通帳をお持ちください。
- 印鑑(認め印可)  
このほか次のものがが必要です。
- 給与所得者/源泉徴収票または事業主からの支払い証明書
- 営業など事業所得者/収支内訳書、収支の分かる帳簿と領収書
- その他の所得者/収支を明確にする書類
- 医療費、社会保険料などの控除を受ける方/領収書または明細書

## 雑損控除を受ける方

- ・被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの(被害を受けた家屋の取得価格が分からない場合はその面積が分かるもの)
- ・被害を受けた資産の取壊し費用、除去用、修繕費用が分かるもの(請求書、領収書・内訳書など)
- ・被害を受けたことにより受ける保険金などの金額が分かるもの

## 申告用紙の種類

申告する所得が給与所得、雑所得、配当所得、一時所得の方は確定申告書Aを、それ以外の所得がある方は確定申告書Bを使用してください。  
用紙は税務署・市税務課にあります。

市・県民税申告受付日程表			会 場
月日(曜日)	受付地区および受付時間		
		午前(9:00~11:00)	午後(13:00~15:30)
2/15(金)	泉・田野原	上太田・東泉	泉公民館
18(月)	長井	平野	
19(火)	下伊佐野・山田・立足	上伊佐野	片岡公民館
20(水)	石関	玉田・山苗代	
21(木)	乙畑	乙畑・大槻	
22(金)	片岡	片岡	
25(月)	安沢	越畑	
26(火)	豊田	成田	
27(水)	沢・土屋	下太田・幸岡	
28(木)	針生	塩田・片保	
3/1(金)	倉掛・高塩・館川	境林・川崎反町	
4(月)	中		市役所 本館会議室 (2階)
5(火)	木幡		
6(水)	東町		
7(木)	荒井		
8(金)	末広町		
11(月)	鹿島町	鹿島町・矢板・早川町	
12(火)	富田	本町	
13(水)	上町		
14(木)	扇町二丁目		
15(金)	扇町一丁目		

午前中の受付状況によっては、午後になる場合があります。また、医療費の集計、事業所得の収支計算がお済みでない場合、申告手続きが受け付けした順番と前後する場合があります。あらかじめご了承ください。

e-Tax で「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

※ e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

## 問い合わせ

- 所得税の申告  
氏家税務署 〒3329-1139  
さくら市氏家243-111  
☎028(6882)3311
- 市・県民税の申告 市税務課  
☎(43)1115

「確定申告の手引き」をご利用ください

所得や税額の計算方法を分かりやすく紹介している「所得税の確定申告の手引き」が、税務署や市税務課にありますので、ご利用ください。